

利用時間

月曜日～金曜日

※祝日・8月14～16日・

12月28日～1月4日を除く
午前8時30分～午後5時15分

利用できる方

障害福祉サービス利用のために、サービス等利用計画案等の提出をされる方で、広島市中区、東区、南区、安芸区及び安芸郡にお住まいの方。

利用方法

初回は、事前に電話にて日時を確認の上お越しください。

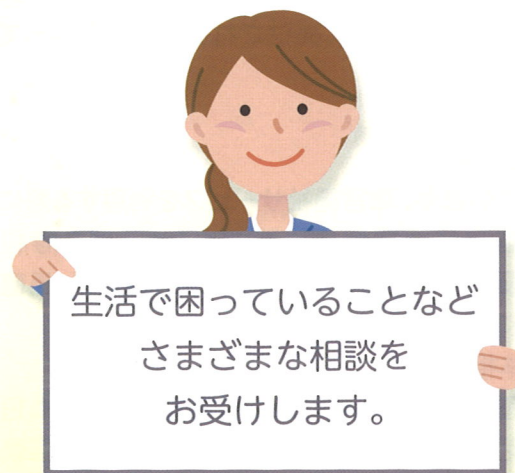
利用料

- 基本相談 無料
- 計画相談 利用者の方の負担はありません。

※事業所側には、お住まいの市町からサービス等利用計画作成に関する給付費が支払われます。

その他

相談支援専門員が対応します。
秘密は厳守します。



社会福祉法人 安芸の郷

相談支援事業所 あき

サービス等利用計画 作成のご案内



〒736-0083 広島市安芸区矢野東2丁目4番24号

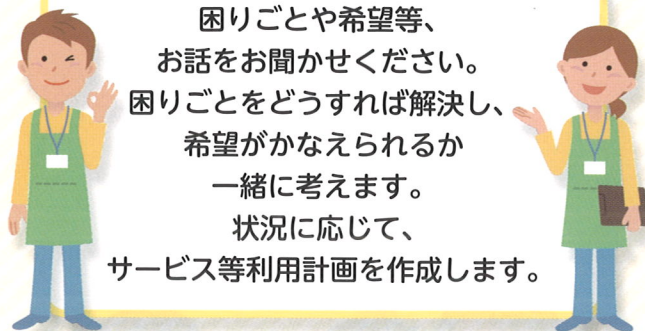
TEL . 082-516-5126

FAX . 082-888-1551

<http://www.akinosato.or.jp>



**社会福祉法人 安芸の郷では、
相談支援事業所を設置し、
障がいのある人が自立した
日常生活または社会生活を
営むことができるよう、
相談支援事業を実施しています。**



困りごとや希望等、
お話をお聞かせください。
困りごとをどうすれば解決し、
希望がかなえられるか
一緒に考えます。
状況に応じて、
サービス等利用計画を作成します。



サービス等利用計画とは

現在の状況をふまえながら、今後の希望(生活・仕事・趣味・家族のこと等)をお聞きしながら作る、“ご本人らしくイキイキとした生活を送るための総合的な計画”です。

作成後には定期的に見直しをします。

適切な福祉、保健、医療、就労支援等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、作成します。

●計画相談

障がい者が、障害福祉サービスを利用する際に、障害者総合支援法に基づく「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとに評価・見直し(モニタリング)を行います。

●基本相談

各種障害福祉サービスの利用案内以外にも日常生活で困っていること等、さまざまな相談をお受けします。



個人情報の取り扱いについて

正当な理由がない限り、利用者に対するサービス提供で知り得た利用者またはその家族の情報を漏らしません。利用者の個人の情報をを用いる場合は、事前に利用者またはその家族の同意を得てから、情報の取り扱いをします。

サービス等利用計画作成の流れ

相談受付

電話で予約をしてください。



面接・契約

生活の状況や今後の希望などをお聞きします。
書面での契約を行います。

計画案作成

面談での内容を踏まえ、相談しながら計画を作ります。



支給決定

お住まいの市町から「障害福祉サービス受給者証」が届きます。



サービス調整会議の開催

ご本人とサービス担当者が集まって話し合いを行います。

サービス等利用計画交付

話し合いの結果に基づき、サービス等利用計画を作ります。



利用開始

サービス利用後も利用状況を確認し、計画を見直していきます。

